

クライアント・アラート：UAE 税務手続法における税務紛争解決

執筆者：クリストファー・ガンソン、マリアム・ホセイニ、ジョナサン・P・ノーブル

連邦税務局と税務手続法の制定

2016年5月、連邦税務局（Federal Tax Authority、以下、「FTA」という。）が設立され、UAE 連邦レベルでの税制導入計画の一部として、Federal Law No. 7 of 2017 on Tax Procedures（以下、「税務手続法」という。）が2017年に発表された。税務手続法の発表から間もなく、物品税（excise tax）と付加価値税（value added tax、VAT）の導入が予定され、これまで歴史的に国家予算の資金をアブダビ首長国を中心とした各々の首長国からの収入に頼っていた UAE 連邦政府にとって、これらの新たな税制が独立した財源になるといえる。

税務手続法は、税務監査の実施、納付すべき税金の査定、脱税の有無の決定、またその他手続上の罰則などに関して、FTA のための枠組みを定めている。また、再審申請、異議申立、FTA の決定等に対する司法審査に関しても取り決められている。より詳細な規定は、内閣、財務省、司法省、そして FTA の指令で執行される規則にて定められる予定である。包括的な枠組みは税務手続法に規定されている。ここでは、本法の概要について説明する。

税務監査

税務監査を遂行する権限を有する FTA は、中東地域で英語およびアラビア語に堪能な税務監査官を募集していると言われている。FTA は、納税義務者が税法の規定をどの程度遵守しているか確認するため、いかなる人に対して税務監査を行うことができる。

税務監査は、FTA 当局の事務所または税務監査の対象人の事務所、または人が事業を行うその他の場所にて行われる。

FTA が、税務監査の対象人の事務所で税務監査を行うことにした場合、かかる対象人に対して、税務監査が行われる少なくとも5営業日前に通知しなければならないと税務手続法で規定されている。例外的に、税務監査の対象人の営業活動が税務監査の遂行の妨げになると、FTA が信ずるに足る相当な理由がある場合、FTA の税務監査官がかかる対象人の営業場所を臨時的に最長72時間まで閉鎖することができる。閉鎖命令は、FTA 局長官の合意を必要とし、検察官の承認があれば72時間以上延長することができる。

税務監査の過程で、FTA は記録の原本もしくは写しを取得する、在庫、機器やその他の財産のサンプルを取ったり、差し押さえることができる。税務監査実施の場に、税務監査対象人とその納税管理人が同席することもある。納税手続法は、納税管理人の登記簿への登録手順、および当局の前における納税管理人としての税務申告業務などを担当するための枠組みを定めている。ただ、納税管理人は代理する人の税務に関する情報の守秘義務が無く、FTA の要求により代理する人のすべての情報を開示しなければならない。

課税額の査定および課徴金の査定

FTA は、納付すべき税金を決定するために、次の場合のいずれかに該当するときは、課税額の査定を実施する。

- 納税義務者が、税法に定められた手続きに従い登録を申請しないこと。
- 登録者が、税務申告書を提出しないこと。
- 登録者が、納付すべき税金を支払わないこと。
- 登録者が、誤った納税申告書を提出すること。
- 脱税した結果により、納付すべき税金に不足が生じること。

FTA は違反に関して、AED500 以上且つ課徴金の対象となった税額の 3 倍を下回る課徴金の査定額を処する。次の各号に挙げる違反のような、より重度な違反には、脱税対象金額の 5 倍を超えない罰金が処せられる。

- 納付すべき税金または課徴金を意図的に支払わない納税義務者
- 意図的に事業の実際の価値を過小評価する納税義務者
- 次の事項にあるように、登録基準を満たさないように関連する事業を連結しない納税義務者
- 登録していないにもかかわらず、顧客から税を徴収する人
- FTA に対して虚偽の情報および不正確な文書を意図的に提供する人
- 保存し、FTA に対して提供する必要のある書類やその他の資料を意図的に隠蔽し、毀損する人
- FTA の保有する文書やその他の資料を意図的に盗む、不正使用する、または破壊する人
- FTA の従業員の職務の遂行を妨げる人
- 脱税する、または脱税を企む人

第一部 異議申立：再審請求

FTA の決定に関連するいかなる人も、当局に対して直接、再審請求を行うことができる。書面にかかる申請事項を記載し、査定や罰則処分のお知らせを受けた日から 20 営業日以内になければならない。FTA はかかる申請を受理してから 20 営業日以内に理由を付して決定を下し、その決定を下してから 5 営業日以内に申請者に対して決定を通知しなければならない。

第二部 異議申立：税務紛争解決委員会

(Tax Disputes Resolution Committee(s) 「TDRC」)

税務手続法では、財務省の管轄外で、内閣および司法局の裁判官が会長となり、「税務紛争解決委員会 (Tax Disputes Resolution Committee(s) 以下、「TDRC」とする。)」と称する 1 つ以上の常設委員会を設立することが謳われている。

再審請求に対する FTA の決定のお知らせを受けた日から 20 営業日以内に、納税義務者は TDRC に対し、決定に関する異議申し立てを提出できる。TDRC は、提出された異議を受理してから 20 営業日以内に審査して決定しなければならない。FTA は追加で 20 営業日まで、決定するための期限を延長することができ、かかる決定から 5 営業日以内に、異議を提出した人に対して、かかる決定について通知しなければならない。

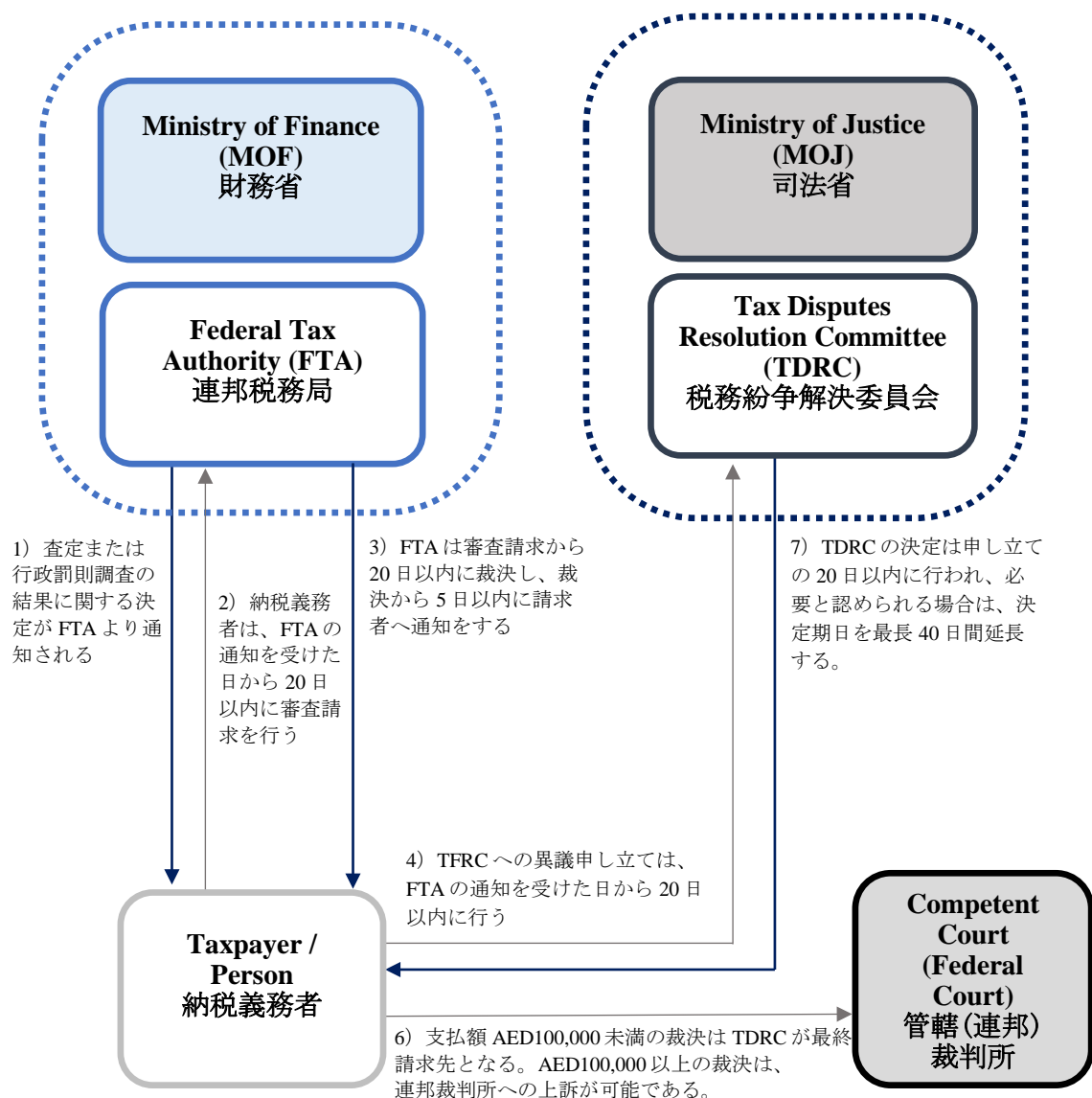
第三部 不服申立：税務訴訟

税および課徴金が AED100,000 未満の場合、異議に対する TDRC の決定は最終とみなされ、管轄裁判所へ対する申し立てはできず、本法に基づく執行可能な命令として取り扱われる。また、AED AED100,000 以上の紛争に関する最終的な決定は、連邦裁判所への上訴が可能である。

TDRC の決定に対する申し立ての期日は、TDRC の決定のお知らせを受けた日から 20 営業日以内である。連邦裁判所の判決は UAE 連邦裁判所のシステムに従っている。判決については連邦控訴裁判所および連邦最高裁判所への上訴が可能である。

ドバイおよびラス・アル・ハイマ首長国の裁判所は UAE 連邦裁判所のシステムを採用しておらず、ほとんどの紛争がアブダビの裁判所で処理されると予想される。

以下の図で、再審・異議申し立て・控訴の手続きフローについて示す。



ご質問等がございましたら、以下にご連絡をお願いいたします。

クリストファー・ガンソン
パートナー
ドバイオフィス
gunson@amereller.com

マリyam・ホセイニ
シニア・アソシエイト
ドバイオフィス
mh@amereller.com

ジョナサン・P・ノーブル
シニア・アソシエイト
ドバイオフィス
noble@amereller.com

DUBAI | Amereller Legal Consultants | One at Business Bay, 14th Floor | P.O. Box 97706 | Business Bay | Dubai | UAE
t: +971 4 332 9686

RAS AL KHAIMAH | Amereller Legal Consultants FZE | P.O. Box 16462 | Ras Al Khaimah Free Zone | Ras Al Khaimah | UAE | t: +971 7 204 6255

※本資料は、情報提供のみを目的としており、法的アドバイスを提供するものではありません。本資料の情報のみに依拠して行動せずに、弁護士にご相談ください。なお、本資料は、特定の職務行為に関する規則に基づいて、広告とみなされることがあります。

Copyright © 2017